

【実践紹介①】

権利擁護支援チームの形成支援機能
(成年後見制度の利用の開始までの場面)

【実践紹介②】

権利擁護支援チームの自立支援機能
(成年後見制度の利用開始後に関する場面)

◆講師

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

実践紹介

1 権利擁護支援チームの形成支援機能 (成年後見制度の利用の開始までの場面)

2 権利擁護支援チームの自立支援機能 (成年後見制度の利用開始後に関する場面)



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
成年後見制度利用促進専門官 稲吉 江美

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に¹対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	①「制度利用の案内」の機能 ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづけていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組む必要がある。
（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

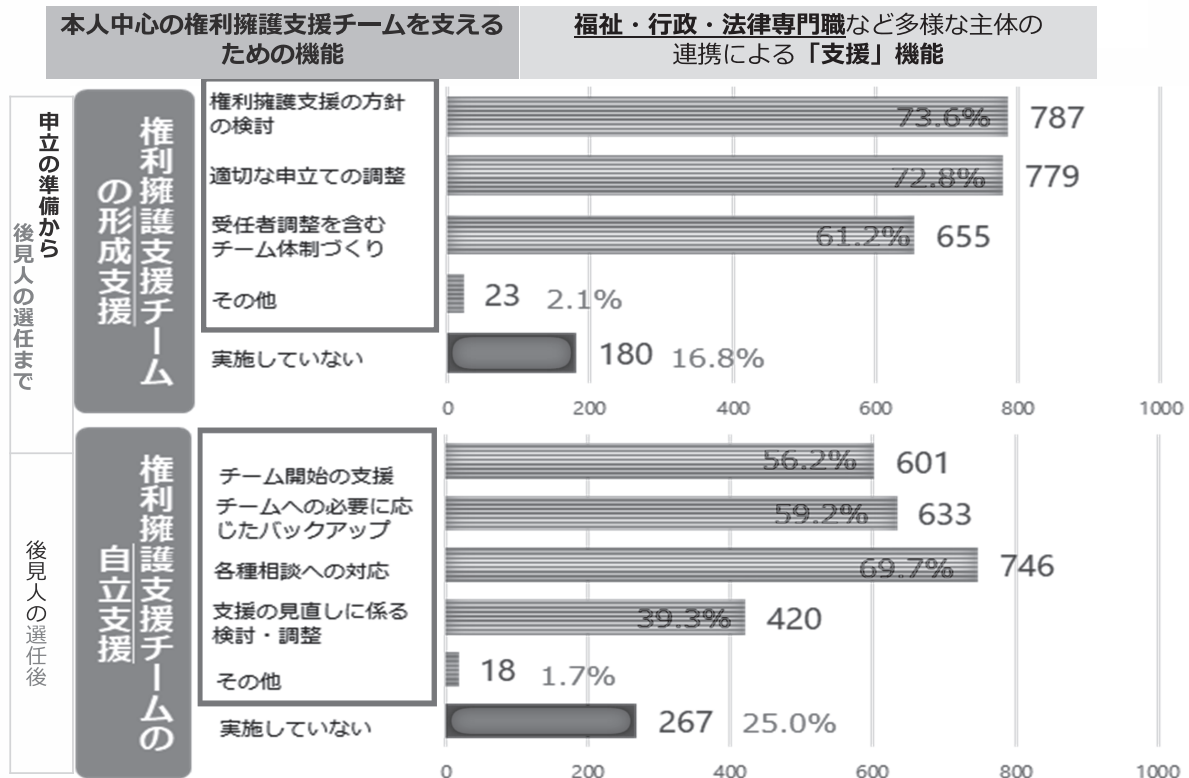
ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

3

「地域連携ネットワークの支援機能」の実施状況

割合の分母は中核機関整備自治体の1,070。



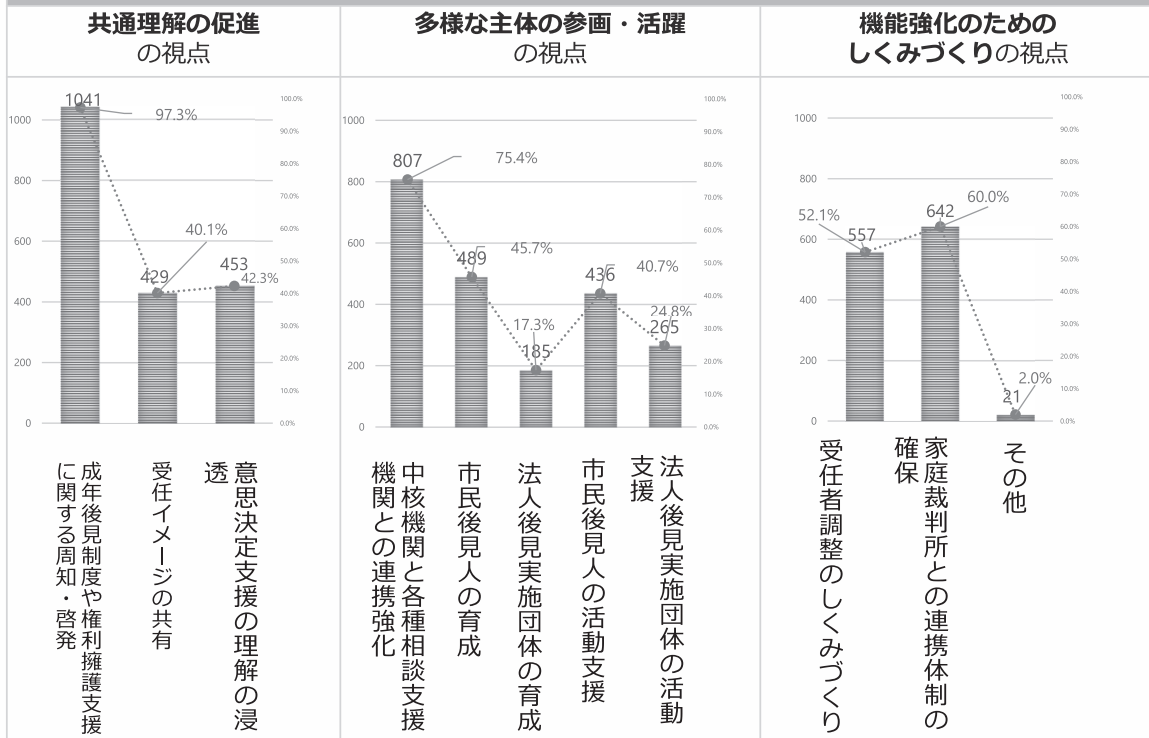
※ 数値は令和5年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によるもの。

4

「地域の体制づくりに関する取組」の実施状況

割合の分母は中核機関整備自治体の1,070。

機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組



※ 数値は令和5年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によるもの。

5

1 権利擁護支援チームの形成支援機能 (成年後見制度の利用の開始までの場面)



・人口約3,200人
・単独自治体で実施

高知県本山町 (既存のネットワークを活かして、受任調整、候補者推薦を実施している例)

※自治体概要 ・面積約134.22km² ・高齢化率46.1% ・中核機関：H30年12月に整備（直営＋委託） R6年11月時点

受任調整の流れ

ケース会議（方針決定、受任調整を兼ねる。担当者レベル） 随時開催

- 検討メンバー ⇒ 介護・福祉関係者、町（健康福祉課、包括）、権利擁護センター、専門職によるアドバイスが必要な事案では、権利擁護センター運営委員会（＝協議会）のメンバーの中から必要に応じて召集等
- * 運営委員会・・・ 直営（町に事務局）、委員（弁護士、司法書士、高知県社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、町住民生活課長、社会福祉協議会事務局長）：計7人
- 検討内容 ⇒ 親族、財産状況等の情報共有、課題整理、権利擁護支援の検討（成年後見制度利用要否等）、後見申立ての確認（申立者、類型、候補者の選定）等

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 町社協の法人成年後見事業運営委員会にて受任可否について協議
- 市民後見 ⇒ 養成未実施
- 専門職後見 ⇒ ケース会議の開催前後に地域の専門職に受任の可否を打診し、推薦に至る
- 親族後見 ⇒ ケース会議の開催前後に親族の受任に対する意向を確認。親族に、権利擁護センターの後見人へのバックアップ（報告書作成支援等）機能について説明し、受任に対する不安の解消に努める

町長申立が適当となった場合

それ以外の場合

- 本山町成年後見制度町長審判請求審査委員会（課長レベル） 随時
- 検討メンバー ⇒ 健康福祉課長、同課長補佐、住民生活課長、同課長補佐
 - 検討内容 ⇒ 町長申立ての要否

申立

7

・人口約9.5万人
・単独自治体で実施

静岡県島田市 (部会を設置し「市民後見人を重視した受任者調整」を推進する取組)

※自治体概要 ・面積約315.88km² ・高齢化率32.4% ・中核機関：令和4年4月に整備（直営＋委託）

R6年11月 時点

受任調整までの流れ

ケース会議（担当者レベル） 随時開催

- 検討メンバー ⇒ ケースに係る関係機関（地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など）、市担当課、成年後見支援センター（中核機関）
- 検討内容 ⇒ 現状と課題の共有及び整理／権利擁護支援の必要性の確認／支援チームの役割や今後の支援の方針確認 等

部会の開催（月1回定例）

- 構成メンバー ⇒ 島田市権利擁護推進協議会の委員のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士＋中核機関（行政・成年後見支援センター）

ケース検討（専門的見解を必要とする場合）

- 検討メンバー ⇒ 上記構成メンバー＋ケースに係る福祉関係者等
- 検討内容 ⇒ 課題の再整理／権利擁護支援の必要性及び支援方針確認 等 * アセスメントシート活用

受任調整

- 検討メンバー ⇒ 上記構成メンバー＋ケースに係る福祉関係者等
- 検討内容 ⇒ 申立の適否／候補者の選定／申立に係る各種確認事項（申立者・類型・申立前後の課題対応等） * アセスメントシート活用

候補者の推薦

- 市民後見人 ⇒ 受任調整にて、まずは市民後見人が受任できる事案なのか、選任形態（単独・監督・複数）をどうするか検討。市民後見人候補者名簿登録の中から候補者を推薦。専門職との複数受任の場合は、職能団体等と調整の上で、市民後見人と専門職（個人名）を申立書に記載。* ケース当事者や市民後見人の特徴に合わせて推薦。

- 法人後見 ⇒ 島田市社会福祉協議会法人内検討会で受任の可否を検討して推薦。部会の受任調整にて、法人後見支援員の配置が適当と判断した場合は、市民後見人候補者名簿登録者の中から法人後見支援員を選出。

- 専門職後見 ⇒ 受任調整の結果を踏まえて、地域の専門職に依頼又は職能団体に相談の上で推薦。

* アセスメントシート活用

申立

8

- ・人口約47.5万人(圏域)
- ・広域で実施

尾張東部権利擁護支援センター その1

(中核機関が専門職の名簿を作成、事前面談を実施している例)

※自治体概要 愛知県・尾張東部圏域6市町(瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町)
 ・面積約230.14km² ・高齢化率25.5% ・当センターを中核機関として位置付け(H30度末)

R6年11月 時点

受任調整会議までの流れ

ケース会議(方針決定、候補者の検討を兼ねる。担当者レベル) 随時開催

- 検討メンバー ⇒ 本人、親族、担当行政、地域包括C、障害者相談支援C、ケアマネジャー、MSW、PSW、日自担当、生活困窮担当者、消費者被害相談員、民生委員、知人等、本人を良く知る関係者
- 検討内容 ⇒ 課題の整理確認、権利擁護支援の必要性、権利擁護支援のツールの検討、親族関係・生活状況、財産状況の確認(首長申立ての場合は、参加した行政担当者が課長へ報告、内部で検討し決裁を行う)
- 成年後見審判申立て審査会(日進市のみ)：福祉部長・地域福祉課長・介護福祉課長・担当者により、課題の確認、整理、市長申立ての要否、候補者の検討

受任調整会議

適正運営委員会

- 開催頻度 ⇒ 2か月に1回(緊急時はメールリストで意見集約、調整、検討)
- 対象 ⇒ 市民後見、法人後見、専門職後見、任意後見
- 検討メンバー ⇒ 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健所、地域包括支援C又は障害者相談支援C、6市町担当課長、行政関係者、事務局センター職員、計20~25名
- 検討内容 ⇒ 法人後見候補者要否の検討、市民後見人ケースの適否の検討、専門職後見人へ依頼する場合の課題の整理

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 法人受任ガイドラインに沿って適正運営委員会が必要と認められた場合に当センターを推薦。センターでは申立てを行う全てのケースで本人・親族と面会・アセスメントを行っており、候補者となった場合は改めて本人・親族へ伝え、意向を確認
- 市民後見人 ⇒ 市民後見人分科会にて適当とされた場合に、市民後見人バンク登録者の中から候補者を推薦。市民後見人候補者は、本人との事前面談を行い、双方が合意して申立てに至る
- 専門職後見 ⇒ ケース会議にて専門職後見が妥当と判断された場合、センター設置の「専門職協力者名簿登録制度」の名簿登録者(弁護士27名、司法書士47名)から候補者を推薦。社会福祉士の推薦は、社会福祉士会のばあとなあ受任調整会議に依頼を行い、候補者を推薦。候補者には、申立て前に事前マッチングの協力を依頼して事前面談を実施
- 親族後見 ⇒ ケース会議等で親族が候補者となる場合の説明と意向を確認。親族後見人選任後は、定期報告書の作成支援や後見事務の随時相談対応等、安心して後見業務ができるよう、サポートについて説明。また必要に応じて辞任選任の申立手続き支援。選任の場合は候補者の調整。

申立

9

尾張東部権利擁護センター その2

事前マッチングの有用性 (マッチングの流れ、効果、課題等)

- ① まず事前に候補者との面談希望の有無を本人に確認します。
- ② 本人にとっては、候補者と会うことでぼんやりしていた成年後見制度のイメージ(自分に何をしてもらうか)が出来て、心の準備に繋がっているようです。
- ③ 支援者にとっては事前マッチングの時に同席するため、課題の共有などを行い、選任後の引継ぎがスムーズになり後見人の役割の理解につながります。
- ④ 候補者としては、特に法律家の方が事前面談に積極的です。
 自分がどのような事務を行うかがイメージでき必要な代理権について確認しています。
 ・市民後見人が候補者となる場合、市民後見人自身が不安に思っているの、面談することによって市民後見人の安心や覚悟につながります。

課題

- ・事前面談はあくまでも本人のために行うものですが、障害のある人の場合、親の意見が強く親が気に入る人を求められます。それに対してどの程度対応するかが悩ましいです。
 (本人はあまりしっかり意思表示されないため)

補足

- ・事前面談については家庭裁判所と認識共有しています。面談の有無や結果についての書類は申立書に添付しています。

10

山形市成年後見センター その1

(細やかな事例検討を通して受任者調整等に至る取組事例)

※自治体概要 ・人口236,316人 ・面積約381.58km² ・高齢化率31.1% R6年4月1日 時点

センター設置はH28年。
H30年に中核機関へ移行。

受任調整会議までの流れ

- 相談(随時) = 日常のケースワークの中で後見制度利用が必要な方を把握
地域包括支援センター、病院、施設等から、市担当課・成年後見センターに相談。個別地域ケア会議等の会議や日常生活自立支援事業から情報。
- ケース検討会議(月1回) = 市担当課にて、生活状況や親族状況から市長申立の可否を検討。
月1回を定例としているが、対象者が抱える課題が複雑化しているため、定例に拘らず随時相談を行うことが出来る体制としている。
- ケース会議(月1回) = 市担当課・後見センターにて市長申立案件の整理を行う。
ケース状況から受任候補者を検討するのが主目的だが、現状の課題抽出や死後対応等の長期的課題についても検討を行う。

受任調整会議

- ケース方針調整会議
- 開催頻度 ⇒ 月1回定例(参集で行い、リモート開催の実績は無い。また、申立案件が無い場合は休会とする)
 - 委員 ⇒ 弁護士、司法書士、社会福祉士、市社会福祉協議会(法人後見・市民後見人)。 ※オブザーバーとして家庭裁判所も参加。
事務局: 市担当課(長寿支援課・障がい福祉課)、成年後見センター。
 - 検討内容 ⇒ 市長申立案件における受任候補者の協議・決定。候補者検討とともに、受任後の課題整理方法や死後対応についても共有する。
リレー案件や複数後見の場合は申立書類にはその理由も記載する(家庭裁判所の参加により経過認識済み)。

申立

調整会議において決定した受任候補者(職種のみ決定・個人は決定しない)を申立書類に記載し、家庭裁判所へ提出。

候補者の推薦

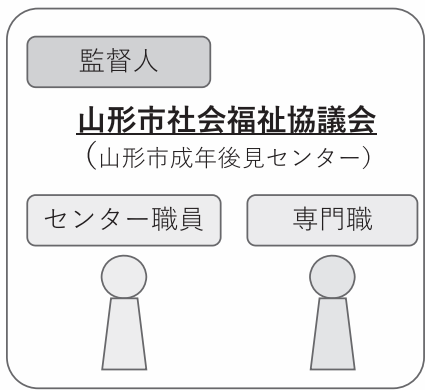
- 専門職後見 ⇒ 家庭裁判所から、各専門職団体へ推薦依頼を行い、団体内で協議した個人を家庭裁判所に推薦。
- 市民後見人 ⇒ 家庭裁判所から、市民後見人名簿を管理している市社会福祉協議会へ推薦依頼。
市社協内で名簿の中から、対象者の状況と市民後見人候補者のマッチングを行い、個人を家庭裁判所に推薦。
- 法人後見 ⇒ 家庭裁判所から団体への受任依頼について了承する。

★ 自立支援機能 後見支援チーム会議 市・後見センター主催で、受任者・関係者の参集により、対象者の情報共有を行う。
※受任後は必ず開催している。

11

(山形市社協・山形市成年後見センター) その2

市社協の法人監督 + 市民後見



山形市の市民後見の特徴 R6年11月 時点

- 市民後見人が後見人に選任される全ての案件において市社協が監督人に選任。
- 名簿登録後、日自の生活支援員(内数名は法人後見の支援員を兼務)活動により経験を積む。活動状況を把握し、被後見人等とのマッチングの参考としている。
- 原則「市長申立案件」を受任。類型の限定は無い。施設入所等、生活が安定している案件が多い。
- ⇒実績(令和5年度): 名簿登録者49名。
延べ選任件数13件(終了6件、現在活動中7件)。

★専門職から市民後見人へのリレー受任の促進
(現在は、市社協法人後見からリレーする例が殆ど)

- 後見監督人への就任(重要行為への同意、財産目録作成の立会、急迫時の後見活動代理等)
- きめ細かい監督体制(日常的な金銭管理、支援の経過、困りごと等を随時相談受付)
- 専門職・センター職員による相談・支援体制(フォローアップ研修によるスキルアップ、センターだより等での情報提供、交流会での情報共有、専門職派遣事業による課題解決支援など)

12

・人口約 73万人
・単独自治体で実施

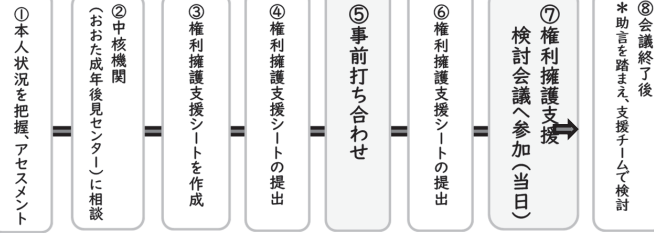
おおた成年後見センター

(権利擁護支援の必要性について丁寧に確認、専門職団体に推薦依頼をしている例)

※自治体概要 ・面積約61.86km² ・高齢化率22.4% ・中核機関の整備：令和2年4月に整備 R6年11月時点

受任調整会議までの流れ

- ・会議は支援チームで参加
- ・シートは支援チームで情報を持ち寄り作成＝情報の共有
- 新たな支援者が加わるなど、支援チーム形成にも活用
- ・事前打ち合わせをアドバイザーと共に、情報や課題を整理



受任調整会議

大田区権利擁護支援検討会議

○開催頻度 ⇒ 月1回

○対象 ⇒ 支援チーム

○メンバー ⇒ 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、社協 + アドバイザー

○検討内容 ⇒ ①権利擁護支援の検討（支援方針・制度利用の必要性・緊急性の判断）

②成年後見制度の開始までの検討（予想される後見事務の整理・申立て類型の検討・受任調整）

③成年後見制度の利用開始後に関する検討（モニタリング・支援チーム再検討・後見人等の交代）

助言を得る場

権利擁護支援シートや本人情報シートを活用して、本人の状況や意向・希望・課題等を見える化。

候補者の推薦

○専門職後見 ⇒ 受任調整会議の助言を踏まえ、チームで再検討し、専門職に依頼して推薦

○法人後見 ⇒ 大田区社会福祉協議会権利擁護業務推進委員会で受任の可否を検討

○市民後見人 ⇒ 本人との面談を事前に社協が行い、市民後見人候補者のマッチングを行う。その後、本人と候補者が面談を行い、大田区社会福祉協議会権利擁護業務推進委員会で受任の可否を検討

申立

★ 自立支援機能 成年後見制度の利用開始後に関する検討（モニタリング・支援チーム再検討・後見人等の交代）

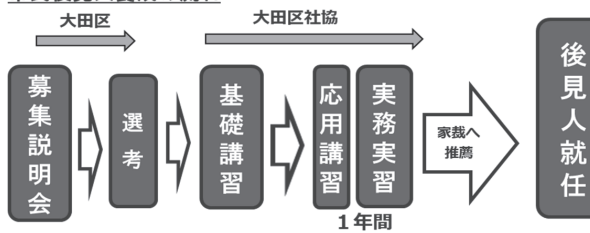
13

おおた成年後見センター ～市民後見人の多様な受任への取り組み～

○養成講習修了者それぞれの強みを活かしたマッチング

○育成・サポートを社協だけで担うのではなく、専門職と連携した新たな取り組みへ

市民後見人養成の流れ



<これまで>

修了者
〔後見登録メンバー〕

〔課題〕
★ 修了者の待機期間と受任ケースのマッチング

社協法人後見からリレー
単独受任〔社協監督人〕

法人後見業務補助員

地域福祉権利擁護事業
生活支援員

令和6年11月15日現在

1 大田社協法人後見受任の状況等

- (1) 法人後見受任件数 16件（累計71件）
- (2) 法人後見監督受任件数 4件（累計17件）
- (3) 任意後見契約件数 6件（内有効件数4件）

2 専門職が関連するケース

- (1) 専門職からのリレー／専門職監督人 2件（準備中1件）
- (2) 専門職との複数後見 4件

3 法人内での活動

- (1) 法人後見における後見業務補助員
- (2) 地域福祉権利擁護事業 生活支援員 5名
養成講習修了者で地権活動を希望する方

<現在> ⇒ 多様な受任へ

- ◆ 弁護士・司法書士・社会福祉士からのリレー〔専門職監督人〕
- ◆ 弁護士からのリレーを視野に入れた追加選任

〔複数後見〕

- ◆ 弁護士との複数後見 ※相続対応と親族に課題ありなど互いの強みを活かした受任

- ◆ 社会福祉士との複数後見 ※リレーを視野に入れた受任

※新規受任ケースでは申立書からは見えない課題がある場合もある。

○ 家庭裁判所からの打診例

- 専門職受任ケースで、本人の状況が安定しているケース
- 法的課題解決後、市民後見人へのリレーを視野に入れたケース

市民後見人サポート連絡会／専門職団体と後見登録メンバー交流会

〔専門職間での情報共有・意見交換〕

〔顔の見える関係と横のつながりを強化〕

14

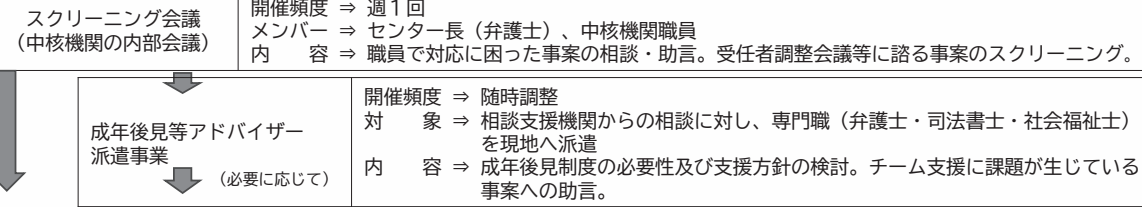
・人口約160万人
・単独自治体で実施

福岡市成年後見推進センター その1

(中核機関が専門職団体に推薦依頼を行い、候補者調整を実施している例)

※自治体概要
・面積約343km² ・高齢化率22.9%(令和6年8月末時点) ・中核機関:令和3年10月1日に開設(福岡市社会福祉協議会に業務委託) R6年11月 時点

ケース検討・受任者調整に入るまでの流れ



ケース検討・受任者調整会議(受任者調整に関する審議)

- 開催頻度 ⇒ 月2回
- メンバー ⇒ 弁護士、司法書士、社会福祉士各2名、行政、センター長の計8名。※事案提出者及びその関係者も臨機応変に出席。
- 対象 ⇒ 原則すべての市長申立事案および、(必要に応じて)ケース検討に関する審議事案について後見人等の候補者を調整。
- 内容 ⇒ 事案に関する支援課題や後見人選任後の支援方針等を確認後、本人に最もふさわしい後見人等の「職種」を決定する。
※原則として、弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種のいずれかを決定。
※事案によっては、社協の法人後見または市民後見人の受任調整を行う場合がある。

候補者の推薦

- 専門職後見 ⇒ 受任者調整会議での「職種」の決定を受けて、中核機関より各専門職団体に個別の候補者の推薦を依頼。各団体より候補者の回答を得て、中核機関から事案提出者(申立人)へ候補者の情報を通知。
- 市民後見 ⇒ 市民後見人養成研修を修了後、福岡市に登録した市民の中から事案に応じて中核機関が候補者を調整し、申立人へ候補者の情報を通知。
- (参考)法人後見 ⇒ 社協の日常生活自立支援事業等の利用者が主な対象。社協の「成年後見運営委員会」で受任の可否を検討している。

申立

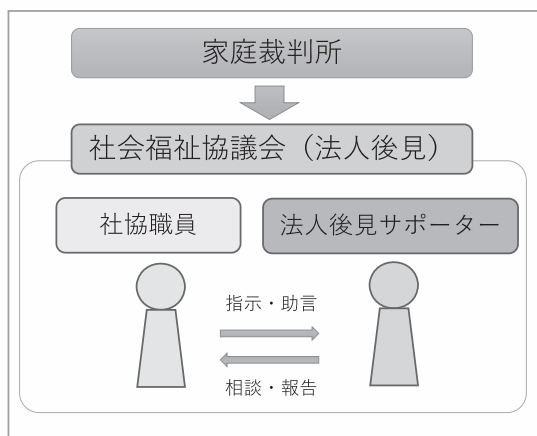
★ 自立支援機能 受任者調整後の「モニタリング」※チーム形成・自立支援を促すため、後見人選任後の関係者との顔合わせや支援方針の共有の場を持つことを支援者に働きかけ、担当者会議に中核機関が同席するなどの取組みを行っている。

15

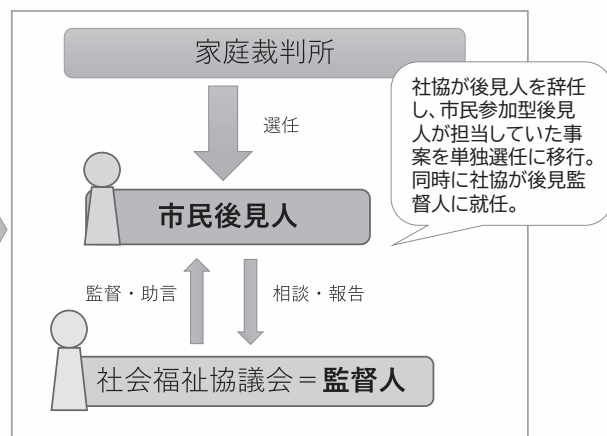
福岡市社会福祉協議会・福岡市成年後見推進センター 社協法人後見の履行補助者から市民後見人の単独選任へ その2

R6年11月 時点

〔社協法人後見の履行補助〕



〔市民後見人の単独選任〕



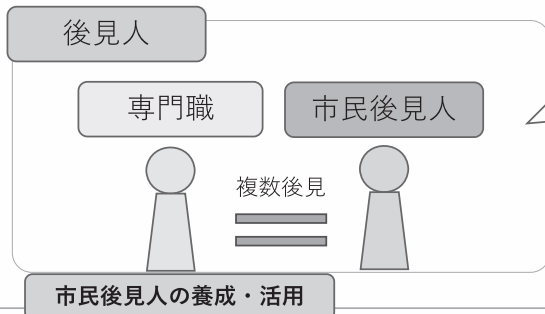
※市民後見人候補者は、福岡市成年後見推進センター(中核機関)が名簿を管理し、事案に応じて受任調整を行う。

市民後見人への支援体制

- 後見監督人の就任・・・重要行為への同意、財産目録作成の立会、急迫時の後見活動代理等
 - きめ細かい監督体制・・・定期面談、通帳原本確認、日常的な金銭管理や支援の経過等を独自の様式で記録
 - 手厚い相談・支援体制・・・24時間電話対応(監督人就任中)、スキルアップ研修、専門職による相談会、損害賠償責任保険への加入、支援チームへの専門職派遣など
- ★市民後見人の活動状況に応じて、後見監督人を継続する必要がなくなった場合
⇒社協は監督人を辞任、福岡市成年後見推進センターのサポートを受けながら単独選任に移行することを想定
- ★その他、専門職後見人からの移行や専門職と市民後見人との複数後見などの方法も実践中。

16

神奈川県横須賀市・よこすか市民後見人等運営事業 複数後見（市民＋専門職）→ 市民単独移行型



R6年11月 時点
複合的な課題がある事案においては、主に専門職が課題解消を担い、市民後見人は身上保護を担う。
⇒課題が解消され、複数後見を継続する必要がなくなったら専門職が辞任。
⇒横須賀市社協のサポートを受けながら、市民後見人が単独で活動

市民後見人養成状況等 (2024年4月1日)

養成者数 (累計)	受任件数 (累計)	法人後見 支援員(実 働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員(実 働数)
80	79	0	10

市民後見人受任形態 (過去を含め実績があるもの)

単独受任	○
社協等が監督人となる	○
専門職が監督人となる	
社協等と複数受任	
専門職と複数受任	○
市民後見人同士で複数受任	○

- ★事業開始当初は市民後見人に受任してもらう事案を市長申立てに限定していたが、近年は本人申立て、親族申立てのほか、専門職が受任中で市民後見人へ引き継ぎ要望のある事案まで受任している。
- ★家庭裁判所と適宜意見交換し、市民後見人の受任ケースのイメージを共有している。家庭裁判所からの推薦依頼を受けて、市民後見人が高齢になった親族後見人からリレー受任するなど新たな取組も進めている。

17

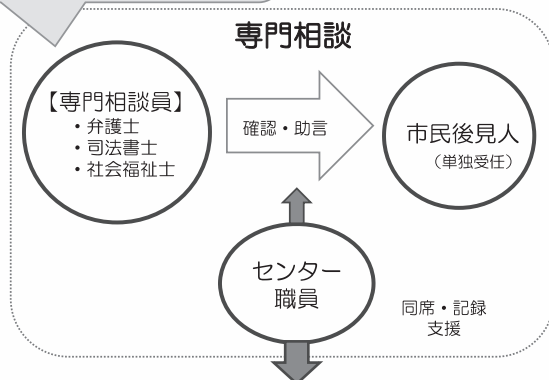
大阪市成年後見支援センター

R6年11月時点

中核機関等のバックアップにより家裁が市民後見人を多く選任している例

センターが専門職を雇い上げることで(週5回)、市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー
初動期セットの手渡し・説明
(受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民後見人リーフレット・緊急連絡先)

※実績 (R6年4月1日時点)
・市民後見人バンク登録者数 299人
(当初(H19)からの総登録者数 640人)
・市民後見人の受任者数 109人 (累計 335人)

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援
- 3か月目** 活動状況確認
- 6か月ごとの家裁への報告前**
- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況 訪問回数等

後見事務終了にかかる支援

- 家裁への終了報告に向けての助言
- 引き渡し、引継ぎについての支援

*その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

18

2 権利擁護支援チームの自立支援機能 (成年後見制度の利用開始後に関する場面)



山形市・山形市成年後見センター その3 権利擁護支援チームへ専門職派遣を行っている例

●後見支援チーム会議

・選任後、後見人を含めた関係者が参集して情報共有及び今後の支援の役割分担。

主な参加者：後見人、ケアマネジャー、施設職員、包括等、被後見人の生活状況に合わせて。

※選任直後は必ず、その後は課題が生じた際に随時開催。

●被後見人を中心としたチームの形成・自立支援⇒活動時の連携機関の明確化。

●専門職派遣事業

・解決に専門知識が必要な課題⇒弁護士等に助言依頼。

例：多重債務を抱えた被後見人の債務整理。

●後見活動への継続的な支援

⇒就任後に専門的課題が生じて専門職に相談出来る体制を整備。

令和3年～令和6年10月末 派遣実績 9件

福岡市後見推進センター その3 成年後見等アドバイザー派遣事業を実施している例

成年後見制度の利用に関する相談支援機関等からの相談に対し、専門職(※)を直接現地へ派遣し、制度の必要性や支援方針について助言等を行う。

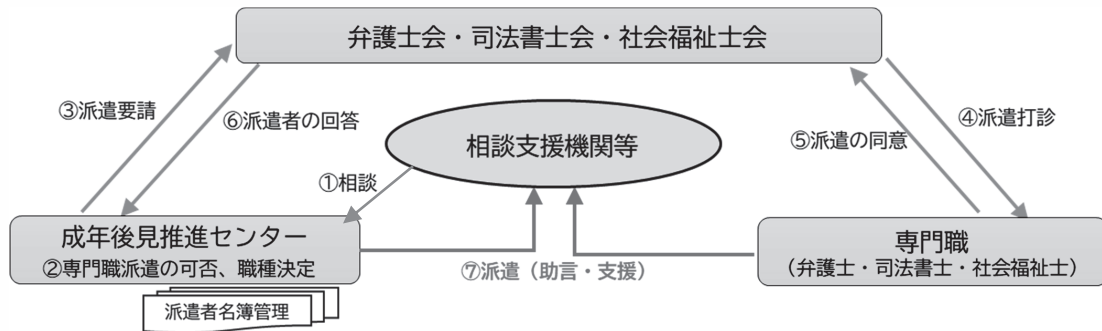
(※)専門職…弁護士、司法書士、社会福祉士

【対象事案】

- ①既存の支援者だけでは成年後見制度の必要性や支援方針を見立てることが難しい事案(後見制度利用前)
- ②成年後見人等を含む支援者間での支援方針の違いにより、本人に不利益が生じるおそれがあるなど、チーム支援に課題が生じている事案(後見人の選任後)

※「申立手続き支援」のみのご相談は、専門職団体・法テラス等の窓口を案内する。

※後見人等への苦情に関する相談については、その内容に応じて、家庭裁判所または後見人等の所属する団体等と連携して対応する。



21

(横浜市社協・よこはま成年後見推進センター) 地域の法人後見実施団体への支援取組例 その1

● よこはま法人後見連絡会の運営

- 中核機関が事務局を担い、NPO法人や生協、一般社団法人、社会福祉法人の計11団体で構成(令和6年8月現在)
- 年2回の会議開催(オンライン併用)を中心に、制度情報の共有、受任活動上の課題検討、マッチングの仕組み構築や担い手の確保・育成等、成年後見制度利用促進に関する取組等を協議する、ゆるやかなネットワークを構築 (平成27年2月から)

● パンフレット・法人後見団体情報の提供

- 団体情報一覧を随時更新し、法人後見の特徴、強みを紹介するパンフレットに折り込み情報提供(WEBサイトにも掲載)
- 相談支援機関(区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区社協の計200か所)の相談対応用に配架
- 団体ごとに障害種別等対象や得意分野、対応エリア等の情報を提供し、障害者の家族、支援者等を中心に、法人後見を希望する本人、申立人につながる

【よこはま法人後見連絡会】の団体一覧 (令和6年5月末現在)(五十音順)

よこはま法人後見連絡会では、法人後見を促進する活動のために、横浜市内で法人後見を実施または今後実施を検討している社会福祉法人や一般社団法人、NPO法人等が参加し、情報交換や課題整理、合同研修等を実施しています。成年後見人等の候補者については、各団体の受任要件を参考に直接お問い合わせください。

この一覧についてのお問合せはこちら

社会福祉法人横浜中央生活協会の事務局「横浜生活あんしんセンター」内
よこはま成年後見推進センター TEL:045-201-2088 E:rankin-c@yokohamashiky.jp

団体の特徴	連絡先
神奈川福祉生成年後見センター 障害者生活支援センターの機能として、本人に寄り添った身上保護に重点を置いた後見活動を実施 支援者育成 責任者担当区分 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 重度心身障害 <input type="checkbox"/> 横浜市内 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 神奈川県全域 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害	神奈川県内在住対象 ・主に身上保護を必要とする方の後見活動

団体の特徴	連絡先
NPO法人 後見つばみ 障害者福祉職08中企業を中心に長年培ってきた福祉活動技術を活用 ・社会福祉士や介護支援専門員等の専門員による身上保護業務の活動 ・入居している高齢者が寄り添ったケアやケアマネージャーの育成 支援者担当区分 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 重度心身障害 <input type="checkbox"/> 横浜市内 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害	・横浜市内在住

法人後見を活用するために

本人の意思の尊重と権利保護をもちまして、本人にふさわしい成年後見人の選任支援

法人後見を
活用するために

成年後見人には、親族や知人などの個人だけでなく「法人」が選任されることもあります。この「法人後見(法人後見)」ならではの特徴を知ることで、成年後見利用のメリットに気づき、頼りやすくなります。

自己チェック

法人後見は、社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が本人の成年後見人に就任することです。法人と任意後見契約をすることも可能です。親族等が個人で成年後見人に就任し希望と異なり、判断力が十分でない場合、支援が行えず、一時的には、成年後見人の候補(後見人)であることを受けている方が、法人後見はできません(法人後見を希望する)という場合があります。そして、各法人の選任体制の下で、担当が実施を行います。

法人後見の事例

法人後見の特性や強みを活かし、後見業務をすすめることで、本人や家族が安心した生活を送ることが出来ます。

【事例1】障害者で、長期にわたる後見活動が見込まれる場合

本人、50歳、男性、知的障害(軽度)。
 障害3人で生活して来たが、長父が他界。その後の介護費から、母親も介護を断った。母の母を不安に思い、母がまた介護を断ったため後見人がつかうことになった。

【事例2】本人だけでなく、同居する家族に様々な生活課題があり、成年後見制度の利用が、世帯全体での支援が必要の場合

本人、25歳、男性、知的障害、妻、息子と3人暮らし。
 同居の妻(既婚)は、手帳がないが認知症疑いあり、生活上も生活課題あり。子供は知的障害(軽度)の発達障害児がいる。

これまでは、本人が母等の介護費を毎月給付して生活の拠り所をしていたが、認知症が顕著化したため、本人と息子に後見人をつかうことになった。

【事例3】本人への見守り支援や取消権が必要とされる場合

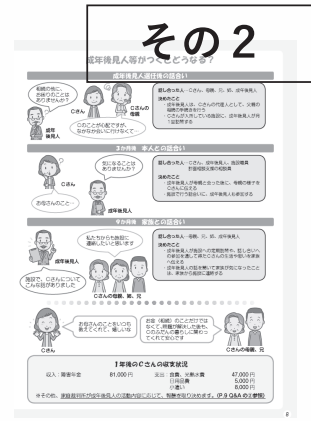
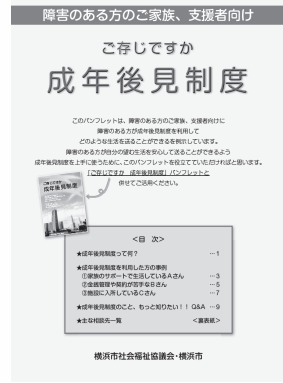
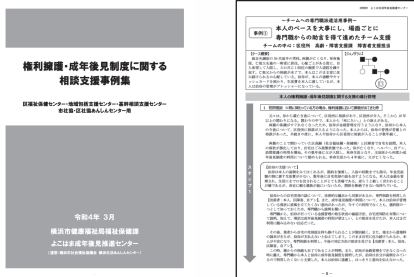
本人、50歳、男性、認知症(軽度) フルタイム一人暮らし
 本人には認知症があるものの、自分でどこかで行動できる。認知症、認知力低下が顕著になりだして来たが、妻の中心に暮らす高齢者生活を送ることが多かった。本人の見守りや見守り支援、必要に応じて取消権の活用ができるよう後見人がつかうことになった。

法人後見の強み

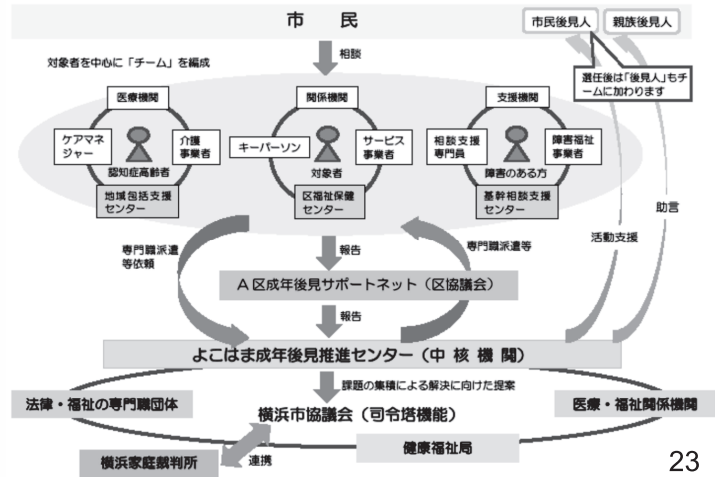
- 法人後見による認知症で、後見業務が後継者が交代しても継続して行うことが本人や家族に安心できる。
- 法人後見の実施要件があるため、本人に満たない状態を長くすることが可能(認知力低下が顕著な場合)。
- 取消権が活用できる。
- 組織で後見業務のノウハウがあり、不正や不当な後見業務は行わない。
- 法人後見の実施要件を満たさない場合でも、認知力低下が顕著な場合、組織として培った様々な後見業務ネットワークを本人に活用できる。

22

- **障害福祉の支援者向け成年後見制度利用促進**
 - 支援者・家族向けパンフレットを発行（事例等を掲載）
 - 法人後見の活用とともに周知啓発ツールとして活用
 - 利用促進研修の開催（年1回・オンデマンド配信）
 - 実践報告で、福祉支援者と後見人等の連携事例として法人後見団体の受任事例を紹介
- **市民後見人養成課程や相談支援機関向け研修等の動画視聴**
 - 初任者等の育成、法人後見団体向け研修機会としても活用
 - 団体は同行訪問等実践的な育成に専念できると好評
- **法人後見団体の後見人等候補者調整（マッチング）**
 - 令和6年7月から、専門職、市民に加えてその他法人も候補者調整の対象として拡大
 - 相談調整から対応する法人後見団体の利用促進・負担軽減もねらい
- **区協議会で法人後見活動事例紹介**
 - 相談対応事例集を発行し、福祉支援者と法人後見団体との連携事例を紹介
 - 地域連携ネットワークの一員として、顔の見える関係づくりにつなげる
- **法人後見団体立ち上げ支援**
 - 連絡会参加団体の協力を得て、体制づくりに必要な情報提供等で支援
 - 社協法人後見事業のノウハウを提供



横浜市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク（イメージ）



三重県伊賀地域（伊賀市・名張市）福祉後見サポートセンター 後見人の相互交流等の取組を実施している例

「後見人のつどい」

- 平成20年より、年4回開催。1回につき、15名程度が参加。
- 親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加
- 助言者として、法律職（弁護士）、福祉職（社会福祉士）（いずれも伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員）、家裁書記官（オブザーバー）が参加し、より専門的な内容にも対応
- 後見事務に関して助言を受けることのほか、参加者の相互交流により、「ひとりではない。仲間がいる」ことを感じ、孤独と不安が少しでも軽くなることを主旨とする
- 「つどい」における話題の例（親族後見人等の発言から）

- ・役所の窓口で手続をしようと思ったら、後見人である証明が必要と言われたが、どうしたらいいか（登記事項証明書のことを知らなかった）
- ・（高齢等の理由で）自分が後見人を続けられなくなったら、どうしよう
- ・裁判所に提出する書類が煩雑でわかりにくい
- ・裁判所からは、認知症になっても本人の意思は尊重してほしい等と言われたが、正直、どこまで気持ちを考えないといけないのかと悩んだこともある

町田市社協・福祉サポートまちだ 親族後見人への継続的支援を実施している例

選任前

- ・ 制度のことを知りたい
- ・ 制度を利用すべきか悩んでいる
- ・ 金融機関や病院等から制度の利用を勧められた
- ・ 申立書類の書き方、必要書類の取り寄せ方が分からない

選任後

- ・ 家裁に相談する前に、専門家からアドバイスを受けた
- ・ 後見業務について確認したい
- ・ 家裁に提出する書類のチェックをしてほしい
- ・ 後見業務について、誰に相談すればよいか分からない

親族後見人

選任前後を通じた継続的な支援

- 個別相談や親族後見人相談会・連絡会による相談・連絡対応
- 連絡先等を教えていただき、関係が途切れないように工夫(任意)
 - ・ 定期的に情報提供や相談が受けられるよう、チラシ等による継続した案内
- 家庭裁判所等関係機関へ親族後見人相談窓口PRのためのチラシを送付

25

志木市後見ネットワークセンター 親族後見人のための交流会を実施して応援している例

親族後見人の交流会(令和4年度～年1回実施)

○目的

孤立しがちな親族後見人同士が交流することを目的に実施。家庭裁判所だけでなく、地域で悩みを聞き、意見、情報交換していくことも目標としている。後見ネットワークセンターの紹介もを行い、後見活動を行う上で相談機関の周知をしている。

○対象者

親族後見人(保佐人・補助人)として**受任中の人**に限定
※参加者を統一するため、制度検討中の方は対象外

○内容

成年後見制度、家庭裁判所、財産管理など、各参加者の状況報告を交えながら困っていること、やり方などの情報交換を行っている。また、参加者の意見や疑問に対し司法専門職からの助言も行い、問題解決も図る機会としている。

○課題

市内の親族後見人受任者の実態がつかめておらず、対象者への周知や集客が難しい。普及啓発を継続しながら、参加者にとって有意義な場となるように内容を検討していく。

令和5年11月30日発行 第11号

志木市後見ネットワークセンター便り

～親族後見人のための交流会を開催しました～

アドバイザーとして司法書士の先生をお迎えし、4人の親族後見人の方に参加していただきました。今回の参加者は受任年数の長い方が多く、後見事務などの大変さを感じている方が多い印象をうけました。これからも、一人でも多くの親族後見人に寄り添っていきけるようサポートしていきます。

話題になったテーマ

- ・ 成年後見制度について
- ・ 家庭裁判所について
- ・ 被後見人の財産管理について など

【司法書士からのアドバイス】

コミュニケーションの円滑さと被後見人の安心感については、親族が後見人であるからこそ得られるもの。被後見人と近い存在である分、親族後見人の苦勞は多いかもしれないが、被後見人は幸福を感じていると思います。

参加者アンケート

- ・ 他の親族後見人の感じている悩みや問題が知れてよかった。
- ・ みんな同じように大変な思いをしていることが分かった。
- ・ 後見制度の問題点を考えさせられた。
- ・ 後見ネットワークセンターでもフォローしてほしい。
- ・ 次回があればまた参加したい。



市民後見人の集い

10月5日に今年度2回目の集いが開催されました。

市民後見人の集いは、市民後見人として活躍中の方と過去に受任していた方の自主的な活動の場となっています。今回はメンバーである竹前栄二さんにお話を伺いました。

Q集いのメリットは何ですか？

市民後見人同士が情報共有できることが一番大きいです。同じ市民後見人という立場で悩みを話せることは心強く、明日への活力になります。また、自分の後見活動の参考や課題の場にもなっています。

Q今後の集いにどんなことを期待しますか？

後見制度の普及が進むよう、経験者の自分たちが地域で対話することで理解が深まれば良いと考えています。また、市民後見人候補者(希望があるが受任していない人)に実際の生の声を届けて後見制度の理解につながる役割も果たせたら良いと思っています。

後見ネットワークセンターでは、これからも市民後見人の集いを応援していきます！

26

権利擁護サポートセンター（水戸市社会福祉協議会） 親族後見人への相談会、登録制など継続的支援の実施例 その1

令和6年度 県央地域成年後見支援事業

弁護士や福祉の専門家による 成年後見制度相談会

県央地域にお住まいの方、もしくは被後見人等（利用が検討されている方も含む）がお住まいの方で、これから成年後見制度を利用したいと検討されている方、既に成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人として活動をしている方を対象に相談会を開催します。

※県央地域：水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村

▼このようなお困りごとありませんか？

- 相続の手続きを進めたいが、相続人の中に認知症の方がおり、手続きが進まない。
- 金融機関から成年後見制度を勧められたが、どのように手続きすれば良いのか？
- 新たに後見人に選任されたけど、家庭裁判所へ報告する際に添付する書類は？
- 子どもの後見人になっているが、私も高齢になり、誰かに引き継ぎたい。

無料 要予約 県央地域5市3町1村を巡回で開催！！
※日程・会場については裏面をご覧ください。

ご予約は **TEL 029-309-5001** まで
権利擁護サポートセンター
(社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会)
受付 8:30~17:15 (土日祝日除く)

連携中核都市圏構想に基づき、県央地域の5市3町1村が連携して取り組んでいます。

～成年後見制度に関する相談会～

「認知症の親が悪質商法などに騙されないか心配…」、「将来認知症になったときの財産管理が不安…」など、成年後見制度を利用することについて迷っている方や「新たに後見人に選任されたけど、家庭裁判所へどのように報告するの？」など、成年後見人等として活動している方で、お悩みの方はいませんか？

11月から3月にかけて、県内9会場で無料相談会を開催いたします。

対象者は、県央地域（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）にお住まいの方、もしくは被後見人等（利用が検討されている方も含む）がお住まいの方で、これから成年後見制度を利用したいと検討されている方、既に成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人として活動している方となります。当日は、弁護士と福祉の専門家が相談に応じます。相談ご希望の方は、各会場の1週間前までに権利擁護サポートセンターへお申込みください。

権利擁護サポートセンターでは、**親族で成年後見人等**になっている方からの相談に応じるとともに、**ご登録いただいた方には、今回のような相談会や学習会等を開催する際にご案内をお送りしております。**

（水戸市社会福祉協議会HPから）

27

権利擁護サポートセンター（水戸市社会福祉協議会） その2 具体的な取組内容

○相談会について(令和3年度から開始)

- ・センター職員、地元行政職員、弁護士の3名で主に対応している。
- ・親族後見人等が希望すると権利擁護サポートセンターに登録
⇒相談会などの案内を受け取ることができる。
- ・親族後見人等へ登録募集のチラシ、相談会のチラシを家裁から配布協力。

○その他

- ・市民後見人養成講座を広域で2回開催した。(平成30年度、令和4年度)
- ・令和4年度から、広域で首長申立案件において受任者調整を開始。
- ・親族後見人からの相談に対して、チーム支援会議を行うこともある。

【親族後見人等からの相談】

- ・収支報告書の書き方や後見支援預金の開設はどのようにすればよいか。
- ・知的障害のある子の後見人をしているが、高齢になって、難しくなってきた、どうしたらいいだろう。
- ・福祉サービスの導入を勧められたが、どんなサービスがあるのかわからない。
- ・親の後見人(娘)を行ってきたが、出産を控えており、今後のことが不安でたまらない。 など

28

学習会（講演会）の実施について

その3

各市町担当課、各市町社協と連携し工夫しながら実施。住民向け学習会の参加者から相談があったこともあり、住民に直接働きかけることの有効性を感じた。



オンライン相談申込フォーム：
<https://ws.formzu.net/fgen/S67784456/>
 へお申し込みください。

成年後見制度に関する
オンライン相談
 はじめました！

QRコードを読み込んでお申込みいただけます。

29

後見人支援関係の取り組み

その4

(1) 無料相談会の実施

圏域内5市3町1村で開催

(2) 親族後見人への中核機関の周知

(3) 親族後見人名簿への登録

19名が登録（2024年11月現在）
権利擁護サポートセンターに登録
 ⇒相談会などの案内が届く

(4) 後見人のつどいの実施

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会発行

親族で成年後見人等になって 活動中の方へ

成年後見人等になって、悩みや不安ことはありませんか？
 お一人で抱え込まず、まずはご相談ください！！

チェック！！
 お気軽にご連絡ください。ご相談は匿名でもかまいません。
 本会にご自身の連絡先を登録していただければ、研修会や相談会のお知らせをいたします。連絡先（氏名・住所・電話番号）の登録は、電話・FAX・メールにて受け付けております。
 もちろん、登録なしでの相談も可能ですので、困りごとがある場合には是非ご連絡ください。

連絡先はこちら

担当部署 **権利擁護サポートセンター**
 連絡先 **電 話 029-309-5001**
ファックス 029-309-5525
メールアドレス kenriyugo@mho-syakyo.or.jp

所在地 〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地（MIOS2 階）水戸市福祉ボランティア会館内
 時間 月～金（土・日・祝日及び年末年始は除く）午前8時30分から午後5時15分まで
 ホームページアドレス <http://www.mho-syakyo.or.jp>

FAXでご登録の場合
 FAXでご登録ご希望の場合は下記事項をご記入の上、この用紙をFAXしてください。

氏名	
住所	
電話番号	

県央地域の9市町（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、筑西市、東海村）が連携して、地域で生活する力の権利擁護事業の一環として「県央地域成年後見支援事業」に取り組んでおり、水戸市社会福祉協議会が運営しています。

30

第二期計画における「家庭裁判所との連携」(p. 43) (p. 38~39)

b 家庭裁判所との連携

・権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間の相互理解⁴³を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等受任イメージを共有⁴⁴することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められる。

43 例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。市町村・中核機関には、司法手続の特徴や後見等開始申立て後の手続の流れ等を理解することが期待される。

44 詳しくは、②イ(ア)a「選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透」参照。

a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透

・都道府県、市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所などは、権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整を地域の実情に応じて進めるため、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有する。

・さらに、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深める。

・また、受任者調整の際に将来的な後見人等の交代も含めた初期方針が検討できるよう、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、交代のタイミングや引き継ぎ方法など交代に関するイメージの共有も進める。

31

家庭裁判所との連携取組を参考に



権利擁護の相談支援機能に関する取組

権利擁護支援チームの形成支援に関する取組

権利擁護支援チームの自立支援に関する取組

中核機関の立ち上げ事例

都道府県の取組事例

地域連携ネットワークの強化に係る取組
P164~

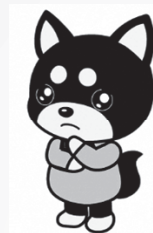
家庭裁判所との連携体制の確保

- 市民後見人の選任増加に向け、家庭裁判所との相互理解を強化
(岩手県釜石市・遠野市・大槌町 釜石・遠野地域成年後見センター)
- 対面協議や電話で家庭裁判所とこまめに相談・情報共有
(三重県伊賀市・名張市 伊賀地域福祉後見サポートセンター)
- 意見交換会や受任調整会議傍聴を実施し家庭裁判所と連携強化
(鳥取県鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町 とっとり東部権利擁護支援センター)

32

全体共有

取組促進、機能強化を行う上で



地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 「市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）」「都道府県職員・専門アドバイザー向け研修」の実施（令和元年度～）
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を全社協に開設（令和2年度～）
- ④ 全国の取組状況の検索や情報交換、研修動画・資料を活用できる「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」の運用（令和2年度～）
- ⑤ 各種手引き・ガイドライン（「体制整備の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援のためのガイド」「47都道府県 中核機関の取組事例集」）の作成（平成29年度～）
- ⑥ 成年後見制度利用促進に関する最新の動向を周知する「ニューズレター」の発行（平成30年度～。現在、第36号まで発行）

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を发出（令和3年度）。
- ② 都道府県による市町村支援の取組を推進する補助事業の創設（令和4年度～）
- ③ 都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」の開催（令和4年度～）
- ④ 厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設（令和4年度～）
その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方を整理した研修資料・動画を作成（令和4・5年度）
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等した「市民後見人養成研修カリキュラム」及び「市民後見人養成テキスト」の見直しを実施（令和4・5年度）
- ⑥ 先行して法人後見養成研修を実施している都道府県のカリキュラム事例を周知（令和4年度）。都道府県による法人後見養成研修事業を、新たに国庫補助対象に追加（令和5年度）
- ⑦ 成年後見制度利用支援事業の適切な実施について調査、通知发出（令和4年度）
- ⑧ 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について、事務連絡を发出し、参考となる他の自治体の市町村長申立マニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等を周知（令和5年度）

成年後見制度利用促進ポータルサイトの運営等

市町村の体制整備の推進に関する取組

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見制度利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和5年度は「47都道府県 中核機関の取組事例集」を作成し、全国の自治体、中核機関、職能団体等に送付。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：2,766,071回（令和5年4月～令和6年3月）

◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>）

成年後見制度利用促進体制整備研修等の実施

市町村の体制整備の推進に関する取組

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員・専門アドバイザー向け研修等を実施（令和元年～5年度の5か年で、**延べ8,273名が受講**）。
- 都道府県の支援体制強化のため、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修においては、都道府県にて研修実施ができるように意思決定支援研修担当を新たにプログラムを変更して実施。
- 親族後見人、市民後見人等も対象とした「後見人等への意思決定支援研修」については、令和2年度（都道府県は令和4年度）から実施。令和4年度までに**延べ6,761名が受講**した。

	基礎研修		応用研修		都道府県担当職員・アドバイザー向け研修		後見人等への意思決定支援研修										
	対象	手法等 (R5)	内容等	延べ受講者数	対象	手法等 (R5)	内容等	延べ受講者数									
	市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間×2回） ※R4より、ライブ配信日の受講が難しい方向けコースを設定	○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。	R元 651名 R2 1,058名 R3 355名 R4 1,164名 (うち ライブ配信受講が難しい方向け 466名) R5 1,133名 (うち ライブ配信受講が難しい方向け 466名) 合計 4,361名	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間）	○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。	3,058名	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、意思決定支援研修担当、希望する市町村、中核機関等の職員	・オンデマンド配信 ・ライブ配信 (対象別演習 1日×4回、総合演習 1日)	○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。各役割を理解することを目的として実施。 ○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。	81名 104名 115名 310名 (うち 意思決定支援指導者養成研修 87名) 244名 854名	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、市区町村職員、中核機関職員、意思決定支援に関わる関係者、等	・ライブ配信（半日）	○ 後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。 ○ 法的根拠やガイドラインについて、事例を踏まえた講義・演習を実施。	厚生労働省実施 — 2,777名 1,901名 539名 534名 5,751名	都道府県実施 — — — 1,544名 調査中 1,544名

※R2～R5については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

第17回成年後見制度利用促進専門家会議資料

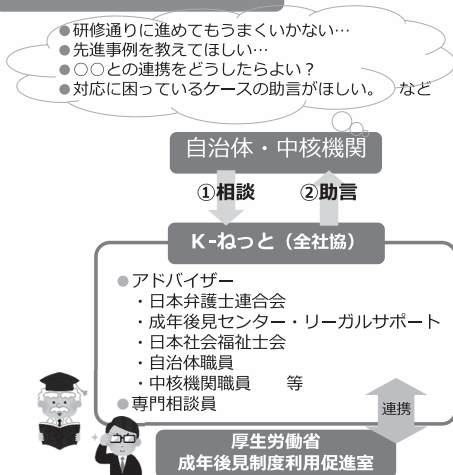
37

権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営等

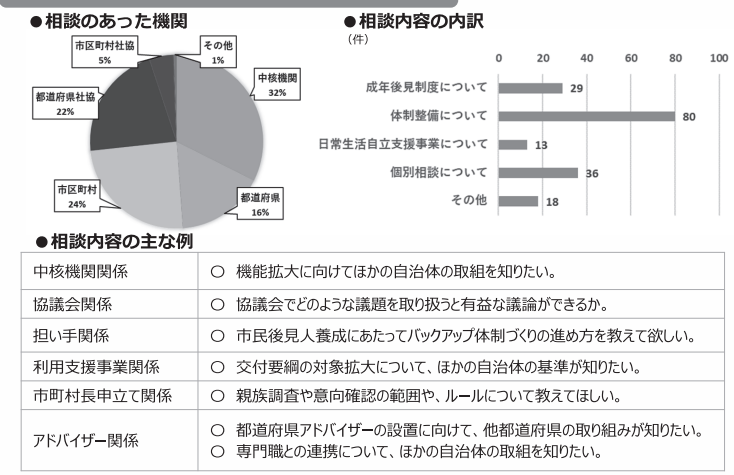
市町村の体制整備の推進に関する取組

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R5.4.1～R6.3.31）**176件**（うち、電話相談 85%（149件）、メール相談 15%（27件））となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、中核機関からのものが多い。相談内容は、体制整備についてが46%（80件）と最も多い。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年回開催している。令和5年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,086名であった。
- 多く寄せられる相談を「FAQ」としてまとめ、「都道府県交流会」等で周知した。

◆ K-ねっとの実施スキーム



◆ K-ねっとの相談実績等（令和6年3月末時点）



第17回成年後見制度利用促進専門家会議資料

38

担い手の確保・育成等の推進

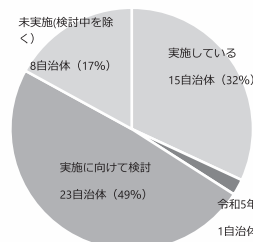
第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

○ 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、全国どの地域においても専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見による支援が受けられるよう、以下の取組により担い手の確保・育成等の推進を図る。

◆ 市民後見人の育成

令和4年度から令和5年度にかけて、市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定及び市民後見人養成テキストの改訂や市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策を検討

都道府県による市民後見人の養成に関する実施状況



市民後見人の養成者数

市民後見人の養成者数累計
2万1,476名 → 2万3,323名

うち成年後見人等の受任者数
1,716名 → 1,904名

法人後見の支援員
2,375名 → 2,608名

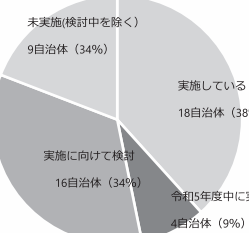
日常生活自立支援事業の生活支援員
2,881名 → 3,394名

厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和5年4月1日現在)

◆ 法人後見の担い手の育成

都道府県による法人後見養成研修を推進するため事務連絡(※)を发出し、先行して研修を実施する都道府県のカリキュラム事例を周知。また、令和5年度より、地域生活支援事業費等補助金の対象に都道府県による法人後見養成研修事業を追加し、周知。

都道府県による法人後見の担い手の養成研修の実施状況



市町村が把握している法人後見を実施している法人数の内訳

法人後見を実施している法人数合計
1,136法人 → 1,231法人

うち
市町村社会福祉協議会 712法人 → 770法人
社会福祉協議会以外の社会福祉法人 32法人 → 40法人
NPO法人 215法人 → 206法人
一般社団法人 101法人 → 113法人
弁護士法人・司法書士法人 56法人 → 71法人
その他 20法人 → 31法人

※1 調査日時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数であることを留意
※2 内訳については、R3から把握

厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和5年4月1日現在)

担い手の確保・育成等の推進に係る助成制度

◆ 権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金(介護分))

令和6年度予算 97億円の内数

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

- (対象) ①権利擁護人材の養成研修
成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う市民後見人の養成研修
- ②権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築
市民後見人からの報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
(実施主体) 都道府県

◆ 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業(地域生活支援事業費等補助金)

令和6年度予算 505億円の内数

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。

- (対象) ①法人後見実施のための研修
②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
③法人後見の適正な活動のための支援
④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
(実施主体) ①都道府県【令和5年度新規】、市町村 ②～④市町村

39

第17回成年後見制度利用促進専門家会議資料

担い手の育成について(市民後見人養成研修)

○ 市民後見人は、成年後見制度の担い手の確保や、地域共生社会の実現のための人材育成という観点から一層養成を推進していく必要がある。「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、令和4年度及び令和5年度にかけて、市民後見人養成のための基本カリキュラムの改訂及び市民後見人養成テキストの改訂や市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策の検討を実施。

【令和4年度】市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業

市民後見人養成のための基本カリキュラムは、平成23年度の策定以来の改定となることから、意思決定支援や身上保護の内容を含めるなど、より充実したカリキュラムとなるよう見直しを行うとともに、市民後見人養成研修を修了し、地域において権利擁護の支援をしている人の活躍の推進策を検討。

○ 基本カリキュラムの主な変更点

- 「意思決定支援」(3単位・180分)の科目を追加。研修については、厚生労働省WEBサイトで公開されている研修資料や動画を活用。
- 「地域共生(社会)」、「成年後見制度利用促進」、「障害者権利条約」、「生活困窮者自立支援制度」等については、新たに科目として設定、もしくは既存科目の中に研修要素とし取り入れる。
- 障害者の理解や施策に関する科目、「対人援助の基礎」の時間を追加。等

○ 研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか(アンケート調査・自由記述)

・地域を見る目が変わった・自分事として考えるようになった・地域の人たちにこのことが知られていないのではないかなど

○ 市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き受けてみたいと思うか (n=311)

60.3 21.2 15.4 ■ 引き受けてみたい ■ 引き受けたくない ■ 無回答

【令和5年度】市民後見人養成テキストの改訂及び市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業

第二期成年後見制度利用促進計画の優先取組事項として掲げられる「市民後見養成テキスト」について令和4年度の基本カリキュラムを踏まえ、テキストの改訂及び市民後見人の活躍推進策を検討。

○ 市民後見人養成者等について

※ () 内は養成者数に占める割合

	R4.4.1 時点	R3.4.1 時点
養成者数	21,476	18,004
登録者数	8,446 (39.3%)	6,853 (38.1%)
成年後見人等の受任者数	1,716 (8.0%)	1,577 (8.8%)

令和4年度・令和5年度 厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

第17回成年後見制度利用促進専門家会議資料

○ 市民後見人の受任に当たっての課題

※ () 内は1,741市区町村に対する割合

	R4.4.1 時点	R3.4.1 時点
市民後見人の研修による知識が十分でない	82 (20.0%)	63 (17.0%)
関係機関や専門職による支援体制が整っていない	85 (20.7%)	90 (24.3%)
家庭裁判所との協議が進んでいない	71 (17.3%)	57 (15.4%)
市民後見人本人が受任することに不安を感じている	199 (48.4%)	162 (43.7%)
市民後見人の受任が適当であるケースが少ない	240 (58.4%)	191 (51.5%)
養成受講人数が伸び悩んでいる	119 (29.0%)	118 (31.8%)
その他の課題	66 (16.1%)	79 (21.3%)



○ 研修修了者の12.5人に1人が実際に市民後見人を受任。
○ 約半数の市区町村が、市民後見人の受任が適当であるケースが少ないと回答した他、約4割の市区町村が、市民後見人本人が受任することに不安を感じていると回答。一方で、研修を行うことで「地域の権利擁護意識の醸成」にも効果があることが明らかとなった。

○ 今後の課題として、市民後見人養成研修修了者の活躍の推進について、成年後見制度の改正内容等も注視しながら、さらなる検討を進めていく。

40